

著作権法改正に関する要望事項

（経済産業省）

要望事項	著作権法における登録制度の見直し
要望の趣旨	著作権登録制度について、以下の点について法改正を行い、その見直しを図る。 < 例 > 申請手続の電子化 著作物自体の登録 著作権に関する契約の登録
改正条項	第 2 章第 10 節・登録< 条文の新設 >
改正内容	<p>申請手続きの電子化 著作権に関する登録について、文化庁に対して電子的手段により申請ができるよう条項を整備する。</p> <p>著作物の登録 現在、著作権法では実名の登録、第一発行年月日の登録、創作年月日の登録、著作権の登録（移転、制限物件の設定に関するもの）に限られているが、著作物自体の登録についても行えるように条項を整備する。</p> <p>著作権に関する契約の登録 上述にも関連するが、現在登録可能な事項に加えて、著作権に関する契約の登録についても行えるように条項を整備する。</p>
改正を必要とする理由	<p>（１）問題の所在 現在の著作権法の登録制度は、登録対象事項が限定されており、また、申請手続についても電子対応されていない。</p> <p>申請手続きの電子化 現在、電子政府構想などにおいて、政府に対する申請手続について電子申請を認めるようにするなど、制度利用者の負担軽減に向けた取り組みが図られているところである。</p> <p>著作権法における登録についても、情報化・電子化に対応すべく、電子的方法による申請が可能となるように規定を整備し、登録制度がより利用しやすいものとなるようにする必要がある。</p> <p>著作物の登録 現在の著作権法においては、実名の登録、第一発行年月日の登録、創作年月日の登録、著作権の登録（移転、制限物件の設定に関するもの）に限られている。</p>

	<p>しかしながら、とりわけ情報化・デジタル化の進展により、デジタル形態の著作物の創出が増加する中で、著作物自体の登録についても可能とする方向で検討を行うべきである。</p> <p>著作物の登録には、権利の発生などの効果をかからしめることは、条約上の制約から困難であるとしても、このような登録制度導入により、侵害訴訟等において簡便迅速な権利立証方法として機能しうることから、権利保護にも資すると考えられる。</p> <p>著作権に関する契約の登録 再掲になるが、現在の著作権法においては、実名の登録、第一発行年月日の登録、創作年月日の登録、著作権の登録（移転、制限物件の設定に関するもの）に限られている。</p> <p>現在、著作権契約におけるライセンスの保護、すなわちライセンス契約の対抗力付与の議論が行われており、その中で、対抗要件として、様々な方途が検討されているが、著作権の譲受人やその譲受人からライセンスを受ける新ライセンスなど多数当事者が利害を有する問題であることから、契約・法律関係の透明性を高めて、著作物の円滑な流通とその利用者の保護を実現するためにも、著作権に関する契約についても登録可能とすべく制度整備を図る必要がある。</p> <p>(2) 法改正の必要性 上述(1)に記載のとおり。</p>
<p>要望事項に係るこれまでの取り組み状況</p>	<p>【経済産業省の取り組み】 に関連して、平成13年度・平成14年度に経済産業省より要望事項として提出</p> <p>【関係団体の取り組み】 に関連して、平成13年度、(財)ソフトウェア情報センターより説明。</p>
<p>その他 (関係団体の名称等)</p>	<p>(財)ソフトウェア情報センター なお、本年度の著作権分科会司法救済制度小委員会において、山本隆司委員より登録制度の見直しについて文書にて意見具申あり。</p>
<p>担当者氏名・役職 連絡先</p>	<p>経済産業政策局知的財産政策室(03-3501-3752) 調整一係長 中村良子</p>